

○国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 34 号)

改正

(設置)

第 1 条 秋田大学に、人権倫理に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人秋田大学人権倫理委員会(平成 16 年規則第 34 号。以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関すること。
- (2) アカデミック・ハラスメントに関すること。
- (3) 倫理の保持に関すること。
- (4) その他人権に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 理事(非常勤の理事を除く。)
- (2) 副学長(理事を兼ねる者を除く。)のうち学長が指名する者
- (3) 学長補佐(ハラスメント担当)
- (4) 学長が必要と認める教員若干名
- (5) 学長が必要と認める学外の専門家若干名

(任期)

第 4 条 前条第 4 号及び第 5 号の委員の任期は学長が必要と認める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第8条 人権倫理に関し、特別に調査の必要があるときは、委員長は調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会については、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。